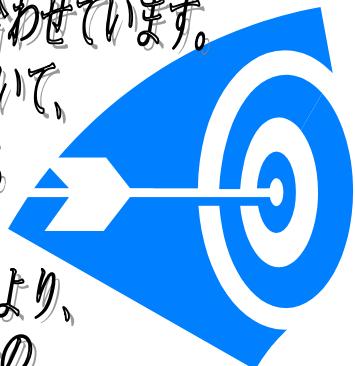


全国高等学校体育連盟弓道専門部に加盟する
高等学校弓道部に在籍の弓道指導者・弓道部員・弓道部員保護者の皆さんへ

全国高等学校 弓道総合保険のご案内

<スポーツ団体傷害保険 施設所有管理者賠償責任保険>

弓道部管理下中の傷害事故・賠償事故が発生した時にお役に立ちます！



~~弓道は、日本の伝統的武道として精神修養ができる魅力的スポーツです。~~
~~その反面、一つ間違うと人間の生命をも奪いかねない危険な面も持ち合わせています。~~
~~この制度では、弓道部員の皆さんが、各弓道部の管理下において、~~
~~練習。競技中。指導中に被ったケガを補償するものです。~~
~~また、賠償責任保険がセットされていますので、~~
~~弓道の練習中。競技中。指導中の過失に基づいて生じた事故により、~~
~~他人の身体を傷つけたり、財物に損害を与えてしまった場合の~~
~~法律上の損害賠償に備えることができます。~~

■保険期間 2018年6月1日(午後4時)から2019年6月1日(午後4時)まで 1年間

■申込締切 2018年5月22日(火)

■保険契約者 公益財団法人 全国高等学校体育連盟弓道専門部

■加入対象者 公益財団法人 全国高等学校体育連盟所属の弓道部

■被保険者(追加被保険者を含みます。)

弓道部員、弓道部顧問、弓道部指導者、弓道部員保護者 (任意加入)

施設所有管理者賠償責任保険については被保険者は弓道部となります。

■お支払方法 各高校弓道部単位で、加入希望者の合計保険料を取りまとめ、

保険契約者宛にお振込みいただきます。

(振込手数料は、各高校負担となります。)

■お手続方法 各高校弓道部単位で、加入希望者名簿

(加入者氏名、加入コース、加入者の合計保険料)を取りまとめ、

保険契約者宛に名簿(加入依頼書)を提出いただきます。(E-Mailにて)



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険金のお支払方法等重要な事項は、
「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

全国高等学校 弓道総合保険

弓道部の管理下において、練習中(※)・競技中に法律上の賠償事故を起こしたり、ケガをした時に、保険金をお支払いします(日本国内のみ)。なお、競技場や練習場所までの往復途中や競技場間の移動中の事故、合宿中の宿所内での事故等は補償の対象とはなりません。

(※)練習中には、弓道部顧問やコーチから事前に承認を得て実施する自主練習を含みます。事前承認を得ていないものは除きます。

スポーツ団体傷害保険

練習中(※)・競技中にケガをして入院してしまった……

～主な事故例～

- ・正座のあと、足がしごれてしまった状態で立ち上がったため、転倒し、足首を骨折してしまった。
- ・矢取りに行く時に、転倒して負傷した。
- ・練習中に袴のすそを踏んでしまい、転倒して頭部強打し、あごを切創した。

施設所有管理者賠償責任保険

練習中・競技中に指導の過失に基づいて他人にケガをさせてしてしまった……

(法律上の損害賠償責任を負う場合が対象となります。)

～主な事故例～

- ・弓道場の照明にあて破損させ、さらに落ちてきた破片が他の生徒にあたりケガをさせた。
- ・巻き藁に向かって矢を射た際、矢が跳ね返り並んでいた生徒にあたり失明させた。

以下のプランから、ご加入プランをお選びください。

＜保険金額・保険料＞

(保険期間1年、スポーツ傷害：運動区分C級、年払)

ご加入プラン	A型	B型	C型
傷害補償	死亡・後遺障害 225.1万円	400.1万円	507.3万円
	入院保険金(日額) 3,000円	4,500円	6,500円
	手術保険金 入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
賠償責任 (自己負担額なし)	1億円	1億円	1億円
年間保険料	2,120円	3,180円	4,240円

※保険契約開始時点の加入実績により、保険金額が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承願います。

中途加入保険料のご案内

(保険期間1年、スポーツ傷害:運動区分C級、一時払)

お手続き期限	補償開始時期	A型	B型	C型
6月22日まで	7月1日	1,943円	2,915円	3,886円
7月25日まで	8月1日	1,765円	2,649円	3,532円
8月24日まで	9月1日	1,588円	2,383円	3,178円

中途加入お申込方法

■中途募集時期 年3回(2018年7月1日、2018年8月1日、2018年9月1日から)中途加入ができます。

■お支払方法 各高校弓道部単位で、加入希望者の合計保険料を取りまとめ、

保険契約者宛にお振込みいただきます。(振込み手数料は、各高校負担となります。)

■お手続き方法 各高校弓道部単位で、名簿(加入依頼書:加入者氏名、加入コース、加入者の合計保険料)を取りまとめ、保険契約者宛に名簿を提出いただきます。(E-Mailにて)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款にスポーツ団体傷害特約をセットし、賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項および施設所有管理者特約条項等をセットしたものです。
- 保険契約者：公益財団法人 全国高等学校体育連盟弓道専門部
- 保険期間：2018年6月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2018年5月22日(火)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：全国高等学校体育連盟所属の各高校弓道部
- 被保険者：加入了した弓道部員、弓道部顧問、弓道部指導員、弓道部員保護者で加入依頼書に記入されている方のみが保険の対象となります。施設所有管理者賠償責任保険については被保険者は弓道部となります。
- お支払方法：パンフレット記載のとおり、各高校弓道部ごとに加入希望者数全員分の保険料を一括して保険契約者所定の口座へ送金いただきます。
- お手続き方法：パンフレット記載のとおり、各高校弓道部ごとに加入希望者名簿を取りまとめ、保険契約者宛に名簿を提出いただきます。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、年3回受付をしています。その場合の保険期間は6月22日までの受付分は7月1日、7月25日までの受付分は8月1日、8月24日までの受付分は9月1日から2019年6月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、弓道部事務局 加藤さままでご連絡ください。
- 保険契約開始時点の加入実績により、保険金額が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承願います。
また、被保険者数が50名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返りい金・契約者配当金：この保険には、満期返りい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【概要】保険金をお支払いする主な場合

●保険期間(責任)開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、
保険金をお支払いできません。

【スポーツ団体傷害保険について】

日本国内において

①全国高等学校体育連盟弓道専門部主催・共催の
競技会・講習会参加中。

②上記以外の高校弓道部管理下における
競技または練習中(注1)に発生した急激かつ偶然な
外来の事故によりケガ(注2)をされた場合、
保険金をお支払いします。

(注1)練習中には、弓道部顧問やコーチから事前に承認を得て
実施する自主練習を含みます。

事前承認を得ていない場合は除きます。

(注2)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然
かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状
を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は
含みません。

(注3)合宿所など宿泊施設内の事故は除きます。

【施設所有管理者賠償責任保険について】

日本国内において、

①全国高等学校体育連盟弓道専門部主催・共催の
競技会・講習会参加中。

②上記以外の弓道の練習(注1)・競技または指導中の
過失に基づいて生じた事故により、他人の生命もしく
は身体を害し、またはその財物を損壊したことにより、
被保険者が法律上の賠償責任を負担することによつ
て被る損害賠償金をお支払いします。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

【重要・スポーツ団体傷害保険責任の範囲】

被保険者が保険証券に記載された団体の管理下（その団体の組織的統制を受ける下部団体またはその団体の構成メンバーである団体の管理下を含みます。）において行う運動競技（練習を含みます。）中に被った傷害について補償します。

（※）この保険で補償するのは団体管理下の運動競技中または練習中の傷害にかぎります。したがって、その他の危険、例えば合宿宿舎内の危険や団体として移動中の交通乗用具搭乗中の危険等は、たとえ団体の管理下であっても補償されません。

（※）この保険で補償するのは日本国内における傷害にかぎります。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
スポーツ団体傷害 （国内のみ補償）	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^{（※1）} を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^{（※2）} のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを除きます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から180日以内）	
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{（※1）} ②先進医療に該当する手術 ^{（※2）} <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術とは、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患者または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
施設所有管理者賠償責任（国内のみ補償）	<p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金を支払う損害の範囲は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>
賠償責任	<p style="background-color: #009640; color: white; text-align: center;">保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 <p>(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 <p style="text-align: right;">など</p> <p>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船・車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合は除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家用器具から排出、漏えいまたは汎らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことによる賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の役員または使用者 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用者 <p style="text-align: right;">など</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

1. クーリングオフ

この保険は公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道専門部を保険契約者としたご契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）ができません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または記名被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>スポーツ団体傷害における告知事項は、次のとおりです。★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話しまたは資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 施設所有管理者賠償責任保険における告知事項は、保険契約申込書および付属書類の記載事項のすべて
また、告知事項のうち危険に関する重要な事項は以下のとおりです。
 - ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

<スポーツ団体傷害保険>

- スポーツ団体傷害において、加入依頼書記載の運動競技種目を変更された場合（新たに別の運動競技種目を開始された場合または運動競技種目をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - 変更前と変更後の運動競技種目に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。
 - この保険では、下欄記載の運動競技種目については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、運動競技種目の変更が生じ、これらの運動競技種目を開始された場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生している時であっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセール搭乗、パラグライダー搭乗、レスリング、ボクシング、相撲、空手、拳法、アメリカンフットボール、スキーや、ホッケー、アイスホッケー、馬術、ラグビー、サッカー、硬式野球、柔道、自転車操縦、水上スキー、ワンダーホーゲル、バイアスロン、カヌー、近代五種、合気道その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する運動競技種目

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。
あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<施設所有管理者賠償責任保険>

- 施設所有管理者賠償責任保険において、保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 - ただし、その事実が無くなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 - 加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。
- 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。
ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

<重大事由による解除等>

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

4. 責任開始期および責任期間

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、6月25日までの受付分は受付日の7月1日、7月25日までの受付分は8月1日、8月24日までの受付分は9月1日に保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

5. 事故がおきた場合の取扱い

- スポーツ団体傷害保険における事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることあります。
- 施設所有管理者賠償責任保険において、万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことができません。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書、事故状況説明書、罹災証明書、請負契約書(写)など
③	傷害の程度、保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書等 ②建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)等 ③被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書等
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、登記簿謄本、登録事項等証明書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることあります。

〈スポーツ団体傷害保険〉●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。●ケガをされた場合等はこの保険以外の保険でお支払対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

〈施設所有管理者賠償責任保険〉

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被保険者が保険金を請求する場合、被保険者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳しいまつては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還または請求させていただくことがあります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いるべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

スポーツ団体傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返り金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返り金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超えて、主務大臣が定める率より高い予定期率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

施設所有管理者賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返り金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。



もう一度
ご確認ください。

3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、

「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 株式会社甲南保険センター 担当：林

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-10-8
TEL 06-6441-0800 : FAX 06-6441-0972 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 大阪北支店 法人支社：久保

〒541-8545 大阪市中央区瓦町4-1-2
TEL 06-6227-4080 : FAX 06-6201-1657 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

受付時間

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●この保険契約では、保険証券は全国高等学校体育連盟弓道専門部に対して発行されます。

●加入依頼書は保険期間の終了まで大切に保管してください。

(SJNK17-19985 2018/02/23)